

平成 29 年 1 月 6 日

厚生労働省障害保健福祉部

障害者部会におけるバリアフリー等の対応について

障害者部会の運営について、障害のある委員の方や傍聴者の方がより審議に参画しやすくなるよう、また、当日会議の場に来られない障害者の方々により詳しく障害者施策の議論を知っていただけるよう、以下のような改善を図る。(障害者政策委員会(内閣府)における対応と同等の対応とする。)

	障害者部会(従来)	障害者部会(今後)
当日	バリアフリー会場(※1)	バリアフリー会場
	点字資料(委員向け)(※2)	点字資料(委員向け)(※2)
	手話通訳(委員向け)	手話通訳(委員向け)
	要約筆記(※2)	要約筆記
		音声動画(手話、字幕付)
	磁気誘導ループ(※3)	
後日		HPに音声動画(※4)
		HPにテキストデータ化した資料を掲載

(※1) 前回の部会においては、バリアフリー会場とはなっていなかった。

(※2) 傍聴者から要望があれば対応する。

(※3) 補聴器をつけた方の聞こえを支援する放送設備のこと。

(※4) 議事録が完成するまでの間、HPに掲載する。